

地域包括支援センターについて

- ・ 羽曳野市地域包括ケア推進委員会要綱
- ・ 令和 8 年度 介護予防サービス計画作成委託契約事業所 一覧

羽曳野市地域包括ケア推進委員会要綱

制 定 平成 18 年 8 月 1 日

最近改正 平成 27 年 3 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市介護保険等推進協議会規則(平成 12 年羽曳野市規則第 32 号)第 7 条第 1 項第 1 号に規定する羽曳野市地域包括ケア推進委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の適切な運営、公正及び中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、次に掲げる事項の承認を行う。

- (1) センターの担当する圏域の設定
- (2) センターの設置、変更又は廃止
- (3) センターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更
- (4) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施
- (5) センターが予防給付に係るケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、委員会がセンターの公平及び中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

2 委員会は、センターの運営に関し、毎年度、センターから次に掲げる書面の提出を受けるものとする。

- (1) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書面

3 委員会は、別に定める基準に基づき、前項第 2 号の事業報告書の内容及び次に掲げる事項を勘案の上、定期的に、又は必要に応じてセンターの評価をするものとする。

- (1) センターが作成するケアプランが、正当な理由がなく特定の事業者が提供する

サービスに偏向していないか。

(2) センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。

(3) 前 2 号に掲げる事項のほか、委員会が必要と判断する事項。

4 委員会は、センターの職員を確保するため、必要に応じて委員会の委員及び関係団体等の間で調整を行うものとする。

5 委員会は、法に基づくサービスと当該サービス以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって委員会が必要と判断するものを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

(羽曳野市地域包括支援センター運営協議会要綱の廃止)

2 羽曳野市地域包括支援センター運営協議会要綱(平成 17 年 11 月 1 日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。